

成長産業マッチング支援事業（障がい者）仕様書

業務委託契約書第5条に定める委託業務仕様書の内容は、次のとおりとする。

1 目的

成長産業4分野（フードビジネス、医療機器、輸送機器、木材・バイオマス）に関連する企業への就職を目指す求職者等（障がい者）を対象として、企業見学会（バスツアー）を実施することにより、人材を求める成長産業4分野に関連する企業とのマッチング機会を提供し、企業側の求める人材像や経営理念等について求職者と企業側との共通理解を深めることで、関連企業への就職・マッチングを支援する。

2 委託業務の内容

(1) 企業見学会（バスツアー）の開催

成長産業4分野に関連する企業への企業見学会（バスツアー）を実施すること。

ア 対象者 求職者等（障がい者）

イ 実施時期 平成30年12月～平成31年2月末まで

ウ 内容

- ・ 2回程度開催
- ・ 1回あたり20人程度で募集
- ・ 見学会の行程内で、各成長産業分野に係る基礎的な知識について説明を行うこと。

(2) その他の要件

ア 委託業務は、訪問先企業の選定・調整、参加者の募集、事後アンケート、事業実施後の就職状況調査（平成31年3月1日時点）等、本見学会の実施にかかる全ての業務とする。

イ 委託業務の内容については、あらかじめ県に協議し、了解を得るものとする。

ウ 車いす利用者や一部介助が必要な参加者について配慮するものとする。

エ 参加者からの費用は一切徴収しないものとする。

オ 参加者への交通費や受講手当等は一切支給しないものとする。

カ 実施に当たっては、旅行業法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

(3) 実績報告書の作成等

ア 本事業については、事業終了後に参加者に対して満足度や改善点等についてのアンケートを行い、集計し、実績報告書を作成すること。また、アンケート項目については事前に県に協議すること。

イ 本事業への参加者については、事業実施後の就職状況を確認する必要があることから、連絡先を把握し、調査への協力を依頼すること。

3 委託事業に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県に協議の上、了解を得たものについては、その限りでない。

(1) 5万円以上の機械・器具等の備品購入費

(2) 租税公課（消費税及び地方消費税を除く。）

4 その他

委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。